市長におけるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会会議録

１．開　催　日　令和８年９月９日
２．場　　所　全員協議会室
３．出　席　者　百上真奈、赤堀久実、陶山美佐、北山太加視、森中秀哲、福村教親
　　上田宗久、中岡久徳
４．欠　席　者　なし
５．委員外議員　内原篤、山口康子、山下典子
６．理　事　者　なし
７．証　　人　福岡地域力創造部長
８．事　務　局　城北市議会事務局長、藤岡議事課長、山口議事課副参事兼議事調査係長
　　久保議事課主幹
９．案　　件　１　証人への尋問
　　２　その他
10．会議の次第

（午後４時　開会）

委員長（百上真奈君）

ただいまより、市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会を開会します。

ただいままでの出席委員数は８名、会議は成立しました。

会議録署名委員に陶山委員お願いします。

本日の事項は、1「証人への尋問」、２「その他」です。

それでは、第１項「証人への尋問」を議題とします。

本日は、本件調査のため、先に議決いただきましたが、申立人に再度尋問を行います。

それでは、証人お入りください。

（証人　入室）

委員長（百上真奈君）

どうぞ、お座りください。

証人におかれましては、お忙しい中再度ご出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。

本委員会の証人尋問は、民事訴訟法の規定が準用されます。これにより証人は証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には証言を拒むことができます。

１、証言が証人又は証人の配偶者、４親等以内の血族若しくは３親等以内の姻族の関係にあり、又はあった者、後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。

２、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合。

３、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者、又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨お申出ください。これら以外の場合は、証言を拒むことはできません。

もし、正当な理由がなく証言を拒んだ時は、６箇月以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金に処されることとなります。

さらに証人には、宣誓をしていただかなくてはなりませんが、証人又は証人の配偶者、４親等以内の血族若しくは３親等以内の姻族の関係にあり、又はあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受ける時は、宣誓を拒むことができます。これら以外の場合は、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした場合には、３箇月以上５年以下の拘禁刑に処せられる場合があります。

以上、証人の方はご承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人の宣誓を求めます。

傍聴の方を含め、全員ご起立願います。

（全員　起立）

委員長（百上真奈君）

証人、宣誓書の朗読を最後の氏名までお願いします。

証人（福岡地域力創造部長）

宣誓、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和８年９月９日、福岡秀明。

（証人　署名・押印）

委員長（百上真奈君）

では、皆さまご着席ください。

これより証言を求めますが、証言は求められた範囲を超えないこと、また発言の際には挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得るようにしてください。なお、発言は着座のままで結構です。

委員の皆さまに申し上げます。

本日は委員長から総括尋問を行いませんので、各委員から尋問をお願いいたします。

尋問に当たっては、個人の氏名及び法人名の発言にはご注意ください。尋問は簡潔・明瞭にお願いします。併せて、不規則発言、議事進行を妨げるような発言のないよう、よろしくお願いいたします。

なお本日、委員の皆さまには、市長のＳＮＳの投稿記事、また、令和７年２月３日違約金請求についての音声データを文字起こししたものを配付しておりますので、ご確認ください。

それでは、証人への尋問を開始します。

各委員から尋問をお願いいたします。

福村委員。

委員（福村教親君）

お忙しいとこありがとうございます。

少し聞かせていただきます。

当時のやりとりを可能な限り正確に記憶に基づき、証言をいただきたいと思います。

まず、令和６年 12 月 26 日午前８時 45 分頃、市長は申立人の部署に来課したとありますが、当時証人は現場にいましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

はい、いました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

来課してからの市長と申立人のやりとりを、記憶に基づきなるべく正確に説明してください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

来課の前からでもよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

はい、お願いします。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

８時30分過ぎでした。私と申立人が前後の席でしたので、仕事の打合せをしていたときに、課員が「市長から電話が入っている。」ということで取り次ぎがありました。

申立人は自席で電話に出ました。

私も市長からということで、席も近いこともありますのでその内容を聞いておりまして、最初申立人は「民間の事業者に雇用されている社員を辞めさせることはできない。」また「契約解除することの正当な理由にならない」ということを発言しました。

その後すぐに、少し大きな声になって「それはどういうことですか」ということを言った後に、「異動希望については私が決めることなので、市長に指示されることではないですよね」ということを言いました。

間もなく申立人は電話を切って私の方に振り向き、今市長から「異動希望届を書け」と言われた。その後一方的に電話を切られたという発言があって、「これパワハラと違うのか」と怒った様子で私に報告がありました。

そういう報告を聞いている中で、それが８時40分頃だったと思いますが、その報告を聞いていた後の８時45分頃に市長が来課されました。カウンターの方で市長が大きな声で「課長」と呼ばれましたので、申立人はカウンターの方へ出向いて、お話をさせていただきに行っています。

その後、すぐに私も普通ではないと思いましたので、聞いている中では「なぜできないんですか」と市長は発言されました。

その後、申立人は「先ほどの電話での異動希望を書けというのはパワハラに当たりますよ」という発言をしたと思っています。

その後、市長は「指示していることをしないからや」と大声で言われたので、私どもの課は公用車を集中管理していますので、その時間帯は職員が公用車の鍵を借りに複数名来ていましたこと、それから、大きな声でしたので、他の職員にも影響があると思い、カウンターでは不適切と考え、前方のエレベーターのホールの方へ誘導をしたとこ

ろです。
　カウンターからエレベーターホールへ移動する最中に、市長がまた申立人に「異動希望届を書いてください」という発言をされました。
　それは私の目の前でおっしゃられたので、私は「それはパワハラやろう」ということを申し上げました。
　その後、エレベーターホールのちょうど中央付近で３人で立って話をしていたわけですけれども、市長がそれまでと同様のことを繰り返し申立人に話をしていた覚えがあります。そのときに申立人が「先ほどから発言している「異動希望を書け」というような内容等についてはパワハラやろう」というような趣旨の発言をしました。
　そうしたら市長は、大きな声で「それについては謝罪します」ということをおっしゃったのですけれども、それは私の感覚ですけれども、謝罪に当たるものではなく、そのような態度でもなかったというふうに認識しています。
　その直後からまた市長が「契約解除をしないからや」「いい加減なことばかりして、指示したことをしないからや」「４年間何もしないで」というような趣旨のことを大きな声で発言されました。
　それについて、申立人は「やっぱり一方的な契約解除はできません」というような趣旨の発言をいたしました。そうすると、市長が激高いたしまして「うるさい、うるさい、うるさい」と発言されたので、申立人も大きな声で「うるさいとはなんや」というような発言をした記憶がございます。
　双方言い返し、睨み合いとなったため、私は近くにおりましたので割って入って止めたというところでございます。
　その後申立人が「契約解除は市長の指示ですね」ということを話しました。そうしましたら、市長は「そうです」というお答えをされました。申立人については「分かりました」と言った覚えがございます。
　それで分かれたのですけれども、市長が秘書課に戻られるところだったので、私は追いかけて秘書課のロビーで呼び止め「あなた市長でしょう」「言葉には気を付けないと」ということをお話をさせていただきました。ただ、もう聞く耳は持たずというか、そのまま秘書課の中へ入られてしまいましたので、私も席へ戻って、財務部次長と２人で申立人と話をし、今まであったことの報告を再度受けました。
　その報告を受けた内容を、早急に文書で私に報告するように申立人に指示をいたしました。その報告書が同日の午前中に提出されました

ので、急遽、午後からだったと思うのですけれども、法務統括監にお時間をとっていただきまして、報告の内容を確認していただき、意見を聞かせていただきました。

その意見については、報告書の中に追記をいたしまして、翌日 27 日多分午前 10 時ぐらいだったと思うのですけれども、副市長の日程を急遽とらせていただいて報告を行ったところです。

報告の際には、その内容と、市長は特別職ですので市職員の制度では対応できない案件である。ただ、やはり職員に対するハラスメントに当たる可能性があるので、人事課をしてでも対応をお願いしたいという旨を申し上げたつもりです。

その時は、副市長は少し困った感じで「他にもこういうことがあるんや」というような内容で、そこで終わったところです。私は自席に戻って、財務部次長と申立人に、こういうことを副市長にお願いしたからという報告をいたしました。これが一連の概要でございます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長と申立人との電話の内容は聞いていないが、申立人への電話での受け答えは、その現場で証人ご自身の耳で聞いたということでよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

聞きました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

もう一度確認させてもらいます。

申立人の電話での対応において「民間の従業員に対してこちらから解雇するようなことは言えないし、それを理由に契約解除するのは正当な理由にはならない」という言葉を発しましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

発しました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

続いて、「それはどういうことですか。異動希望は私が決めることですので、市長に指示されるものではないですよね」と申立人は受け答えしましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

しました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

では次、証人自ら仲裁に入りましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

それはもめているフロアでのことですか。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

そうです。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

仲裁に入りました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

なぜ仲裁に入ったのか、その理由は何ですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

ただ事ではないと思いました。

最初に市長から電話があったところは、普通の指示なり、そういったものかなと思っていたのですけれども、後から話を聞いている中で、ちょっと普通ではないことと思いましたし、双方大きな声で怒鳴

ったりしていましたので、そういったことから仲裁に入ったところです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

二人のやりとりは今もおっしゃいましたが、単なる業務指導ではなく、異常な状況だと感じましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

感じました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長が申立人に「異動希望を書いてください」という趣旨の発言を証人自身は聞かれましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

聞きました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長が申立人に「処遇も考えますよ」という趣旨の発言を聞きましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

直接は聞いていません。

申立人からの報告の中で口頭で聞きました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

現場では聞いていないということでよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

私は聞いていません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長が申立人に「いい加減なことばかりして、こちらの指示をしないからや」という趣旨の発言は現場で聞きましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

聞きました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長が申立人に「４年間何もしないで」という趣旨の発言を聞きましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

聞きました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

「異動希望を書いてください」「いい加減なことばかりして、こちらの指示したことをしないからや」「４年間何もしないで」との発言は、申立人と市長の対面でのやりとりを証人が現場にいて聞いた、ということは間違いないですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

間違いございません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

もう一度確認します。

証人は、市長から発言したとされる「異動希望を書いてください」

「いい加減なことばかりして、こちらの指示をしないからや」「４年間何もしないで」いるという趣旨の発言は、後から申立人から聞いた話を証言しているのではなく、市長と申立人の会話を証人自身の耳で聞いたことを証言しているということで間違いないですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

間違いございません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

当時、市長の声は明確に聞き取れましたか、聞き間違いではないと断言できますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

間違いなく聞きました。断言できます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

証人は市長に対し「それはパワハラやろう」と言いましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

言いました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

その注意は市長の発言を実際に聞いたから行ったものですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

そうです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

証人は市長のどの発言に対して「それパワハラやろう」という言葉を発したのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

「異動希望を書いてください」という内容です。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

その時市長は証人の言葉が聞こえる距離にいましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

いました。すぐ近くにいました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長は証人の発言に対して、どのような反応をしましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

お互い言い合いしていたところが少し止まったという認識はございます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長はその場で「そんなことは言っていない」と否定しましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

言っていません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長は証人の証言を否定しています。

証人は市長とあなたのどちらかが事実と異なる証言をしている状態

だと今認識していますか。
委員長（百上真奈君）
証人。
証人（福岡地域力創造部長）
しています。
委員長（百上真奈君）
福村委員。
委員（福村教親君）
市長は「異動希望を書いてください」という趣旨の発言は一切行っていないと百条委員会で証言していますが、証人は「異動希望を書いてください」という趣旨の発言があったと断言できますか。
委員長（百上真奈君）
証人。
証人（福岡地域力創造部長）
断言できます。
委員長（百上真奈君）
福村委員。
委員（福村教親君）
本日の証言は、あなた自身の記憶だけに基づいて証言していますか。
委員長（百上真奈君）
証人。
証人（福岡地域力創造部長）
そうです。
委員長（百上真奈君）
福村委員。
委員（福村教親君）
市長は申立人の証言を虚偽としています。
証人から見て、市長の証言と当日の実際の出来事は一致していますか。
委員長（百上真奈君）
証人。
証人（福岡地域力創造部長）
市長の証人尋問は直接聞かせていただいてはいないのですけれども、メディアとかで聞かせていただいている中では、市長が発表されている内容とか、そういったところから考えますと、全く違うものだ

という認識でございます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

証人は本日、地方自治法第 100 条に基づく証人として宣誓した上で証言をしていただきました。

前回も今回の「異動希望を書いてください」という趣旨の発言を申立人が市長から受けたという証言について、虚偽ではないと断言できますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

断言できます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

最後です。

質問を終わりましたが、最後に何か言いたいことがありましたら、どうぞ。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

二つございます。

先程少し冒頭にもありましたように、皆さんご存じだと思うのですけれども、この百条委員会が設置されて調査が行われている最中に、市長が緊急の記者会見を行ったり、ご自身のＳＮＳで自らの主張を述べられております。

その中で市長がおっしゃられているのは、ご自身の市長としての主張と、それから特定の職員を非難する内容があると聞いています。

実際それを見た心ない方々から、申立人、私、市職員全般のことについて誹謗中傷を受けております。

私は証人として正直に話していますが、これは本当にいわれのない誹謗中傷で人権侵害だというふうに考えております。

この百条委員会が開催されている中で、そういったことがあったという中では、議会の方でご対応をお願いできたらというふうに考えております。これが１点です。

もう１点は、私は12月26日の件を副市長に報告したわけなのですけれども、結果、放置されているという現状で今まできている状況でございます。

他にも議会のアンケートなり、色々な中でこういった事案が挙がってきているというのも聞かせていただいている中で、これは本当に私個人の考え方ですけれども、伊賀市のガバナンスといいますか、組織としての自浄能力の欠如、それから伊賀市のガバナンスが崩壊していっているのではないかと思います。

議会の方でもハラスメント条例の制定に向けて協議をされているということも聞いておりますので、その中で市行政と市議会がガバナンスを取り戻すことを望んでいるといいますか、切望しているところでございます。以上です。

委員長（百上真奈君）

では、他の委員の皆さんからの質問ございませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

よろしくお願いします。

エレベーター前での会話ですけれども、部長と申立人と市長だけがその場におられて、他には聞いていた人はおられませんか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

通行人といいますか、そういった人はあったと思うのですけれども、本当に聞いていたのは３人だけであったと思っております。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

先日申立人にお話を聞いたときに、申立人の返した言葉として「うるさいとはなんや」と言ったと思いますとのことでしたが、その発言で間違いないですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

先程申し上げたように「うるさいとはなんや」というような、趣旨的にはそのような発言をされました。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

市長がいなくなった後、部長は申立人に報告書を作れということを指示されて、その報告書が申立書に添付されている書類ということで、それは申立人が作られたものがそこに添付されているということでよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

それに私が法務統括監の意見を書き加えたものでございます。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

その添付されている報告書には「異動希望を出せ」と電話で２回言われたということが書いてあるのですけれども、来課したときにそういう発言があったということは書かれていないのです。これはどうしてだと思いますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

報告書には一言一句書いてある内容ではなかったと思います。私が冒頭申し上げた経緯といいますか、その一連の流れの中でも色々な会話というか同じような内容でしたけれども、そういったことを何度も繰り返し行われていましたので、そこら辺は記載されていなかったのかなという気はいたします。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

実際に市長が来課したときに「異動希望を書け」と言われたわけですね。それを部長も聞いておられたわけなのですけれど、その報告書に書いていないよということは、申立人に指摘はされましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（福岡地域力創造部長）

そのときはしていないです。

聞き取った内容と報告書の内容は一致しておりますし、一つずつの

言葉が漏れているとか、そこまでは指摘はしませんでした。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

分かりました。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんいかがですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ないようですので、これをもちまして本日の尋問を終了いたします。証人にはご出席いただきありがとうございました。

ご退席ください。

（証人　退席）

委員長（百上真奈君）

次に、第２項「その他」について議題といたします。

委員の皆様から何かございませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

証人として市長の再尋問を要求したいと思います。

委員長（百上真奈君）

理由はどうでしょうか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

本日、元財務部長の再尋問でも証言があったように、12 月 26 日の朝、市長が資産経営課にやって来て、申立人に対して「異動希望を書いてください」と言ったという大きな論点だと思うのですけれども、元財務部長はそれを聞いたとおっしゃっています。申立人も８月 25 日の尋問の時にはそれを証言されなかったと記憶しているのですけれども、９月２日の再尋問では来課したときにもう一度「異動希望を出してください」と言われたと、電話で２回来課して１回というふうに言われていました。

一方この発言について、発言をしたとされる市長にそれを発言したかどうかという確認をしていません。これを確認すべきだと思います。

委員長（百上真奈君）

森中委員から、理由を述べられた上で、市長の再尋問をどうですか

と。

市長は一切全てにおいて発言していないということを、この間一貫して言っておられるということは共通しているのですけれども、それでどうでしょうか皆さん、森中委員からの要求について。

福村委員。

委員（福村教親君）

再尋問の必要はないと思います。

委員長おっしゃったように、市長に関しては宣誓した上で、一切言っていない。処遇に関しても異動に関しても、一切と言う言葉を発しています。

今回再尋問をさせていただいた方に関しては、宣誓した上で証言したのを、市長から虚偽だと。一方の部長は認めていないというような、記者会見でもそういう発言をされていたので、虚偽とか認めないことに関してもう一度証言を聞く必要があったので召喚させていただきました。市長に関しては一貫しているので再尋問の必要はないと私は思います。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんのご意見いかがですか。

中岡委員。

委員（中岡久徳君）

私も福村委員の考えで結構です。

委員長（百上真奈君）

他の方はどうですか。

北山委員。

委員（北山太加視君）

福村委員に同じです。

委員長（百上真奈君）

委員の皆さんからそれぞれの意見が出ました。

それに対して採決で決めたいと思いますが。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

一貫して、一切発言していないと言っているというお話ありましたけれども、一切というのは、ここに挙げられている発言について一切していないわけだから、新しい論点が来たところでは、もう一度確認すべきだと思います。それがどちらからも話を聞くという公平性の確保というものだと思うのですけれども。

それで公平性が確保されていると思われるのでしょうか。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

申立人の二度目の証言のときに、電話で２回、現場で１回という証言をされました。それは一度目の証言のときにはなかったように思います。

でも、一貫して今日の部長の証言でも現場でも発言したと、市長は宣誓した上での証言に対して「一切言っていない、全て一切そういう発言をしていない」ということで一貫して証言されていたので、全く再尋問の必要はないと私は思います。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんからの意見はどうですか。

（「採決を求めます。」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

場面ということはあったにせよ、一切というところは一貫しているということですね。両方の意見がありました。

では、次回市長を再度証人として召喚することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

委員長（百上真奈君）

賛成少数ということで、再尋問についてはしないということで、委員会としては決めさせていただきます。

では、他のことについて皆さんから何かございませんか。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

もう１点、資料提供ですけれども、９月２日に８月 27 日付けの市長のＳＮＳを出していただいたのですけれど、その後、市長からまたＳＮＳで挙げているのです。これも資料として出すべきだと思うのですけれど、皆さんに諮っていただけたらと思いますが。

委員長（百上真奈君）

具体的な日付などは分かりますか。

委員の皆さん全てがご承知かどうか私も分かりませんけれども、市長のＳＮＳへの発信について追加の資料として委員会で扱って欲しいということで、副委員長からお話がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

上田委員。

委員（上田宗久君）

フェイスブックですか。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

インスタグラムでも挙がっているかもしれないですけれど、私が見たのはフェイスブックです。

委員長（百上真奈君）

フェイスブックだそうです。

上田委員。

委員（上田宗久君）

それを資料として挙げてくださいということですね。事実挙げていたら、資料として挙げてもらったらよろしいと思います。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

質問なのですけれど、何を証明する資料か教えてもらいたいです。

委員長（百上真奈君）

暫時休憩いたします。

（午後４時 42 分　休憩）

（午後４時 53 分　再開）

委員長（百上真奈君）

会議を再開いたします。

では副委員長から新たな資料のことで申出がありましたので、改めてもう一度。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

９月３日に市長がフェイスブックにおいて、この百条委員会の中身のこと、申立人が証言したこと等も含めて触れている内容がありました。契約のことに関して。

ですので、これは資料として皆さんに提供という形でさせていただきたいと思うのですけれど、お取り計らいをお願いします。

委員長（百上真奈君）

副委員長から申出がありましたが、委員の皆さんどのようにさせ

ていただきましょうか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

今私が見ている、旧ふれあいプラザの写真が出ている投稿ということでよろしいですかね。これは百条委員会に対して別に何も書いてないですね。百条委員会という言葉も出てこないですけれども。

どういう趣旨でこれを資料にされようとしているのですか。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

趣旨としては、やはりこの百条委員会で出てきた証言の中で、申立人の発言も含めて食い違い、契約のところの部分ですね。違約金がもらえなくなるとか、そういう部分もこの百条委員会で出てきたと思うのです。それが、食い違いの中でもあったと思うのです。申立人がそこは訂正している部分、音声でも聞いたと思うのですけれども。副市長が言ったことに対し「いやそこは違うのです」という訂正も入っていたと思うのです。それにもかかわらず、その後、市長から、審議の最中にＳＮＳに挙げること、主張していることも一つこれは資料とするべきではないかと思いましたので、皆さんにどうかと聞かせていただきました。

委員長（百上真奈君）

中岡委員。

委員（中岡久徳君）

この百条委員会ですが、設置された当初の目的は 12 月 26 日の市長の発言です。「異動希望を書いてください」を言ったか言わなかったのか、それがこの百条委員会の設置した一番のポイントです。

今の副委員長の話は参考程度の資料として、この前後に出た発言の部分は参考ぐらいの程度でしたらいいですが、そこは委員長と副委員長で諮っていただいたら。

やはりこの百条委員会の設置は、申立人と市長の証言が食い違っていることを審査している場ですので、その辺を考えていただけたら。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

私もフェイスブックの案件は、政策的な過程が載っているわけ

で、フェイスブック自体は流れとして書いてあるから、参考にするだけで、あまり関係ない話だと思います。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんどうですか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

当委員会の目的は、事実としてどんな発言やどんな態度があったのかということをはっきりさせて、それがパワハラに当たるのかどうかというのをはっきりさせていくということにあると思います。

その契約に関する経緯というのはその背景だとは思うのですけれども、それをもってこの委員会での証拠にしていくというのとはちょっと違うのかなと私は思います。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんどうですか。

（発言する者なし）

委員長（百上真奈君）

では、副委員長から申出がありましたこの資料については、当委員会では、発言の確認と信憑性とかパワハラの認定をどうするかということにつながる内容としては、背景としてあるかも分からないけれども、直接関係するものではないのではないかという意見が多かったので、資料としては扱わないということでよろしいですか。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ではそのように取り扱いたいと思います。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ないようですので、本日の百条委員会について終わろうと思いますが、これまでの尋問内容等の整理については少し時間がかかります。皆さんとこれから審査に入っていきますので、そのための資料づくりを事務局でしていただいております。

よって、資料ができましたら、皆さんに追ってお送りさせていただきたいと思いますが、時間がかかると思いますので、ご理解

のほどよろしくお願いいたします。

つきましては、次回の委員会は追って通知をいたします。

それではこれをもって本日の委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後５時　閉会）